

令和4年11月10日
学校健康推進課

住民訴訟控訴事件の判決について

1 事件名 世田谷区便乗給食違法確認請求控訴事件

2 当事者 控訴人（原審原告） 甲
被控訴人 世田谷区教育委員会

3 内容

原告は、令和3年1月7日付けで、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求書を提出し、学校給食に相当する給食（以下「特例給食」という。）を食している世田谷区立小・中学校に勤務する教職員等（給食指導教員等を除く）（以下「本件教職員等」という。）から徴収する額に、光熱水費、人件費等が含まれていないことは、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実にあたる旨を主張した。

世田谷区監査委員による監査の結果、本件請求は理由がないものと認められ棄却された。原告は、監査結果に不服があるものとして、地方自治法第242条の2第1項3号に基づき、本件教職員等に対する特例給食に係る光熱水費、人件費等の徴収を怠っていることは地方公務員法第25条に違反するものであり、違法であることの確認のための住民訴訟を提起した。被告を世田谷区教育委員会とした裁判の審理が行われ、令和4年3月23日に東京地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が出された。

その後、控訴人（原審原告）から地方公務員法第2条に反する判決として、令和4年4月4日に東京地方裁判所の判決に不服がある旨の控訴状が、5月22日に控訴理由書が東京高等裁判所に提出され、区には6月29日に控訴状等が届いた。

被控訴人を世田谷区教育委員会とした裁判の審理が行われ、令和4年10月12日、東京高等裁判所の判決言渡しがあったので報告する。

4 判決内容（要旨）

（1）主文

- ① 本件控訴を棄却する。
- ② 控訴費用は、控訴人の負担とする。

（2）理由

第一審判決の理由とほぼ同様であり、下線部③及び⑤の理由が付け加えられた。

- ① 給食をどのように実施し、給食の実施を通じた教育的効果をどのように図っていくか、そのための費用のうち関連法令から一義的に定まるもののほか、誰からどの程度、どのように徴収するかという点については、被控訴人の合理的な裁量に委ねられており、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用がない限り、違法の問題を生ずることはないというべきである。

- ② 特例給食は、教職員等がその勤務する区立学校における児童・生徒が喫食する給食に相当する飲食物を実際に喫食することを通じて、児童・生徒の置かれている食に関する状況についての認識を共有し、給食を活用した食に関する指導を学校全体で連携して効果的に行うことに資するものであり、給食指導教職員等に限らず、その提供を受ける全ての教職員等との関係で、児童・生徒に提供される給食と一体的に実施されるべきものとして位置付けることができるものといえる。
- ③ 本件教職員等が提供を受ける特例給食に係る本件諸経費についても、算定や適切な配賦基準の設定の困難性を指摘せざるを得ない。
- ④ これらのことからすれば、被控訴人において、特例給食に要する経費の負担につき、児童・生徒に提供される給食に要する経費の負担と同様の取扱いとすることは、その裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものということとはできない。
- ⑤ 学校給食は、営利を目的とする民間の飲食店と直ちに比準し得るものではないことからすると、民間の飲食店の飲食物の平均価格などから社会通念上許容される徴収額を算出する方法を採らないからといって、それが被控訴人の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとはいえない。

5 今後の対応

区としては、判決を受け入れる。